

○廿日市市意思疎通支援事業実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日

告示第 1 2 0 号

手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者等」という。）とその他のものとの意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容等)

第 2 条 前条の目的を達成するため、廿日市市意思疎通支援事業として次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (4) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう連絡会の開催
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、廿日市市とする。ただし、市長は、第 2 条に規定する業務を適正に実施することができると認められる社会福祉法人等に全部又は一部を委託することができる。

(市の責務)

第 4 条 市長は、この事業に従事する意思疎通支援者の健康診断を実施し、健康と安全の確保、頸肩腕症候群等の防止に努めるなど健康管理に努めなければならない。

- 2 市長は、研修の機会を設ける等、意思疎通支援者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。
- 3 市長は、意思疎通支援者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等意思疎通支援者派遣に係る調整者の設置等について配慮しなければならない。
- 4 市長は、この事業の実施に当たり、関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮しなければならない。
- 5 市長は、意思疎通支援者の派遣活動中の事故に対する補償として、保険等に参加しなければならない。

(意思疎通支援者の登録等)

第5条 廿日市市意思疎通支援者としての登録を希望する者は、廿日市市意思疎通支援者登録申込書（別記様式第1号）に手話通訳者については、次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験の合格者
- (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
- (4) 全国統一要約筆記者認定試験の合格者
- (5) 前号で規定するものと同等と認められる者

- 2 市長は、前項の申込書を受理したときは、廿日市市意思疎通支援者登録台帳（別記様式第2号）に登録するとともに、意思疎通支援者に対し、廿日市市意思疎通支援者証（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 3 手話通訳者においては、市役所閉庁時に聴覚障がい者等に対する救急活動や災害等現場活動に際し、意思伝達の手段確保が必要な場合の緊急時手話通訳者（以下「緊急時手話通訳者」という。）として、前項の登録者の中から廿日市市意思疎通支援者登録申請書により、承諾を得た場合、廿日市市緊急時手話通訳者登録台帳に登録し、併せてその台帳の写しを廿日市市消防本部（以下「消防本部」という。）に保管する。

- 4 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 5 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに廿日市市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（別記様式第4号）を、市長に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに廿日市市意思疎通支援者登録事項変更届（別記様式第5号）を、市長に提出しなければならない。
- 7 意思疎通支援者は、登録を辞退し、又は活動を休止するときは、廿日市市意思疎通支援者登録辞退・活動休止届（別記様式第6号）を提出し、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第6条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障がい者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（派遣の対象者等）

第7条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、原則として本市に住所及び身体障害者手帳の居住地を有する聴覚障がい者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該市域内において、緊急時手話通訳者の派遣を必要とする当該市域外に居住する聴覚障がい者等がいるときは、当該聴覚障がい者等を対象者として緊急時手話通訳者を派遣することができるものとする。

（派遣の内容等）

第8条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障がい者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、原則として廿日市内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(派遣の申請)

第10条 意思疎通支援者の派遣を必要とする者（以下「派遣希望者」という。）は、意思疎通支援者の派遣を申請する場合、廿日市市意思疎通支援者派遣申請書（別記様式第7号）により、市長へ申請するものとする。

2 前項の申請において、派遣希望者が自ら申請することが困難なときは、派遣希望者に代わって派遣希望者の家族等が申請することができる。

3 第1項の申請は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の3日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までにしなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。なお、意思疎通支援者派遣申請書は、事後であっても提出しなければならない。

(派遣の決定)

第11条 市長は、前条第1項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、登録された意思疎通支援者のうちから適切な者を選任し、依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではない。

3 前項の選任することが本市の登録者で対応できない場合は、広島県が実施している広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業又は広島県要約筆記者派遣ネットワーク事業により実施することとする。

（緊急時手話通訳者の派遣）

第12条 緊急時手話通訳者の派遣については、前条の規定にかかわらず、派遣要否の判断は消防本部が行うこととする。

2 前項の派遣依頼については、消防本部が派遣希望者の代わりに廿日市市意思疎通支援者派遣申請書により、市長へ申請するものとする。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、緊急時手話通訳者のうちから派遣を依頼するものとする。ただし、市役所が開庁していない場合、消防本部が緊急時手話通訳者に派遣を依頼するものとする。

4 緊急時手話通訳者は、派遣依頼があった場合、消防本部の指示のもと直接、病院等の現地に赴くものとする。

（申請者の費用負担）

第13条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。

（派遣の停止等）

第14条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告書の提出等）

第15条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに廿日市市意思疎通支援者派遣報告書（別記様式第8号。以下「派遣報告書」という。）を市長に提出するものとする。

2 意思疎通支援者は、待ち合わせ場所において、待ち合わせ時間から30分が経過しても聴覚障がい者等が来ない場合には、市へ連絡し、帰宅するものとする。

3 意思疎通支援者は、前項の場合で、夜間等で市が閉庁しており、連絡がつかない場合には、待ち合わせ時間から30分が経過した後、帰宅するものとする。

4 意思疎通支援者は、前2項の場合に派遣報告書にその旨を記載し、速やかに派遣報告書を市長へ提出するものとする。

(報償費等の支払い)

第16条 市長は、意思疎通支援者に対し、派遣実績に応じて、次に定める報償費を支払う。

- (1) 依頼の時間から派遣業務を終了するまでの時間（以下「派遣時間」という。）に対して、1時間当たり2,000円を報償費として支払う。
なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については、1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とみなし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出し、報償費を支払う。
- (2) 派遣時間のうち、午後10時から翌日午前5時（以下「深夜」という。）に該当するものには、100分の150を乗じて得た額を報償費として支給する。
- (3) 前条第2項及び第3項の場合、1回の派遣に当たり1,000円を報償費として支払うものとする。
- (4) 自宅から派遣先までの移動については、原則としてタクシーを除く公共交通機関（以下「公共交通機関」という。）を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支給することとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難又は深夜の時間帯等により公共交通機関が利用できない場合は、タクシー、自家用車等の利用を認めるものとする。
- (6) タクシーを利用した場合には、領収書に基づく実費相当額を、自家用車等を利用した場合には、走行距離1キロメートル当たり、35円を支給するものとする。また、自家用車等による有料道路等を使用し

た場合の料金については領収書に基づく実費相当額を支払うものとする。

- (7) 自家用車等を使用する場合に、市長は自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 3 条に規定する自己のために自動車を運行の用に供する者としての責を負わないものとする。

（連絡会の設置）

第 17 条 市長は、本事業の実施に当たり、意思疎通支援事業連絡会を設置し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

2 連絡会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか事業実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。